

令和6年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 世界に伍して競争できる投資支援と構造的・持続的な賃上げの実現

- ① “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じて、事業投資全体に対する支援を行うため、戦略物資生産基盤税制を創設する。
- ② 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図ることにより、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、ソフトウェアをはじめとする知的財産の創出において、民間の無形資産投資を後押しする観点から、イノベーションボックス税制（国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率の付与）を創設する。
- ③ 気候変動対策に関する長期的コミットメントを明確にする形で、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への初期投資に対する税額控除や生産工程等の炭素生産性向上に応じた税額控除等を措置するカーボンニュートラル投資促進税制の拡充を行う。
- ④ “構造的・持続的な賃上げ”の実現に向けて、政府の長期的な方針を明確にするとともに、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、租特期間を長期化する。また、赤字の状況等でも賃上げに取り組む中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置を創設するとともに、加えて、仕事と子育ての両立や、女性活躍への支援を行う企業に対する支援措置を講ずる。
- ⑤ 日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される、成長志向の中堅・中小企業を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大や高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。

2. スタートアップ・エコシステムの更なる強化

- ① スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資する税制適格ストックオプション（権利行使時の課税繰延等）について、株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃等、利便性を向上させるための見直しを行う。
- ② スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、令和5年度税制改正において拡充したエンジエル税制（創業初期のスタートアップへの再投資や起業時の非課税措置等）について、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長等、更なる利活用拡大のために必要な措置を講じるとともに、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促すための税制措置について検討を行う。
- ③ 事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進やスタートアップの出口戦略の多様化の観点から、オープンイノベーション促進税制（スタートアップの株式取得価格に対する25%の所得控除）の延長を行う。
- ④ 大企業発スタートアップの創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、令和5年度税制改正で措置されたパーシャルスピンオフ税制（元親会社に一部持分を残すスピンオフに対する優遇措置）を恒久化する。
- ⑤ Web3.0分野について、海外に比べて遜色ない事業環境の整備を進めるため、発行者以外の第三者の継続的な保有等に係る暗号資産を課税の対象外とする等の期末時価評価課税に係る見直しを行う。

3. 中小企業・小規模事業者の事業承継・成長支援等

- ① 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）について、特例承継計画の提出期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。あわせて、中小M&A準備金税制（M&Aを実施する際、株式等の取得価額の70%を損金として算入）についても延長等を行う。
- ② 赤字の状況等でも貸上げに取り組む中小企業等を対象とした繰越控除措置を創設する。【再掲】
- ③ 中小企業における交際費の損金算入の特例措置及び少額設備等の即時償却の特例措置を延長する。
- ④ 外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響を踏まえ、引き続き慎重に検討を行う。2

4. 経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

- ①国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、プラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わってプラットフォーム運営事業者が消費税を納税するプラットフォーム課税の導入など、国境を越えたデジタルサービスに対する課税のあり方を検討する。
- ②グローバル・ミニマム課税の更なる法制化が行われる際には、国際的な議論の動向を踏まえつつ、同制度及び関連する既存の類似措置（外国子会社合算税制）の手続き等の簡素化等により、企業の事務負担軽減を図る。

5. GXの実現に向けた、強靭なサプライチェーンの構築

- ①気候変動対策に関する長期的コミットメントを明確にする形で、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への初期投資に対する税額控除や生産工程等の炭素生産性向上に応じた税額控除等を措置するカーボンニュートラル投資促進税制の拡充を行う。【再掲】
- ②リスクの高いレアアース・レアメタル等の鉱山や油ガス田の探鉱や開発を後押しするため、海外投資等損失準備金（出資額の一定割合の準備金積み立て及び損金算入）を延長する。
- ③自動車関係諸税について、2050年カーボンニュートラルの実現、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。
- ④電気供給業・一部のガス供給業について、強靭なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討する。